

三郷市居住安定援助計画の認定等に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第5章の規定に基づく居住安定援助計画の認定等に係る事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(居住安定援助計画に添付する書類)

第2条 国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第1号。以下「共同省令」という。）第8条第1号の間取図に表示する規模及び設備の概要は次に掲げるものとする。

(1) 寸法及び面積（壁芯により算定したもの）

(2) 台所、便所、収納設備及び浴室又はシャワー室の位置

(3) 居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を賃借人が共同して利用する場合は、居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室又はシャワー室及び洗濯室又は洗濯場の位置

2 共同省令第8条第2号の概要図に表示する居住安定援助の内容は次に掲げるものとする。なお、居住安定援助を事業者に委託して行う場合は、委託契約書の案を添付するものとする。

(1) 1日1回以上の安否確認の事業実施計画、対応フロー及び機器による安否確認を行う場合は機器の概要

(2) 1月に1回以上の見守りの事業実施計画

(3) 福祉サービスへのつなぎの事業実施計画、つなぎ先リスト、公的機関以外のつなぎ先事業者の同意書及び見守りから福祉サービスへつなぐまでの対応フロー

3 前項の概要図は、居住安定援助の内容の概要図（様式第1号）により作成するものとする。

4 共同省令第8条第3号から第5号まで及び第7号の書面は、誓約書（様式第2号）とする。

(申請の取下げ)

第3条 法第40条第1項の規定による認定の申請、法第44条第1項の規定による変更の認定の申請、法第45条の規定による承認の申請又は法第50条第1項の規定による承認の申請（以下これらを「承認申請等」という。）をした者は、当該申請を取り下げようとするときは、申請取下書（様式第3号）又は居住サポート住宅情報提供システム（当該申請が当該システムにより行われている場合に限る。）により行うものとする。

（居住安定計画の認定の通知）

第4条 法第43条第1項の規定による通知は、居住安定援助計画認定通知書（様式第4号）により行うものとする。

（居住安定計画の変更の通知等）

第5条 共同省令第21条第2項の届出書は、居住安定援助賃貸住宅の軽微な変更に係る届出書（様式第5号）とする。

2 法第44条第2項において準用する法第43条第1項の規定による通知は、居住安定援助計画の変更認定通知書（様式第6号）により行うものとする。

（事業廃止の公示）

第6条 共同省令第23条第2項の規定による公示は、三郷市ホームページにより行うものとする。

（改善報告）

第7条 法第49条の規定による報告があった場合において、報告事項に指摘があるときは、その旨を居住安定援助賃貸住宅事業定期報告書に関する通知書（様式第7号）により報告者に通知し、市長が定める期間内に改善報告をするよう求めるものとする。

2 前項の改善報告は、改善報告書（様式第8号）により行うものとする。

（専用賃貸住宅の目的外使用）

第8条 法第50条第1項の規定による承認をしたときは、専用賃貸住宅における目的外使用の承認通知書（様式第9号）により当該承認を受けた者に通知するものとする。

（不適合の通知）

第9条 承認申請等があった場合において、当該申請が認定又は承認の基準に適合しないと認めるときは、不適合通知書（様式第10号）により申請

者に通知するものとする。

(報告徴収)

第10条 法第54条第1項の規定により報告を求める場合は、居住安定援助賃貸住宅事業に関する報告を求める旨の通知書(様式第11号)により行うものとする。

2 前項の報告は、居住安定援助賃貸住宅事業に関する報告書(様式第12号)により行うものとする。

(改善命令)

第11条 法第55条の規定による改善命令は、改善命令通知書(様式第13号)により行うものとする。

(計画の認定の取消しの通知等)

第12条 法第56条第3項の規定による通知は、居住安定援助計画認定取消通知書(様式第14号)により行うものとする。

2 共同省令第38条の規定による公示は、三郷市ホームページにより行うものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

居住安定援助の内容の概要図

【1. 安否確認】

1-1. 事業実施計画（方法・体制・スケジュール） ※別添も可能
※委託する場合、委託契約書（案）を添付

1-2. 安否確認機器の概要（機器による安否確認を行う場合）
※機器及びサービスに関するパンフレット等を添付

1-3. 安否確認の対応フロー

【2. 見守り】

2-1. 事業実施計画（方法・体制・スケジュール）
※委託する場合、委託契約書（案）を添付

【3. 福祉サービスへのつなぎ先】

3-1. 事業実施計画（体制）
※委託する場合、委託契約書（案）を添付

3-2. つなぎ先リスト

※別添も可能

3-3. つなぎ先の同意書等

※別添も可能

3-4. 見守りから福祉サービスへつなぐまでの対応フロー

居住安定援助の内容の概要図

【 1. 安否確認】

1-1. 事業実施計画（方法・体制・スケジュール）

担当人数・体制確保の見通し	対象人数	住棟名・住戸数	スケジュール	方法	無事が確認できない場合の対応
〇〇警備会社へ委託	4人	〇コーポ4戸	常時(注)	人感センサー	電話・訪問で無事を確認
〇〇警備会社へ委託	1人	〇アパート1戸	常時(注)	人感センサー	電話・訪問で無事を確認

(注) 生活動線に設置したセンサーに24時間反応がない場合、異常と検知し発報

※委託契約書（案）を添付（記入例では省略）

1-2. 安否確認機器の概要（機器による安否確認を行う場合）

人感センサー

トイレ前に設置、24時間動きがない場合に異常と判断し、予め決められた連絡先に異常信号を送信

※人感センサーのパフレット等を添付（記入例では省略）

1-3. 安否確認の対応フロー

	機器の提供事業者 (〇〇警備会社)	認定事業者 (援助実施者：〇〇会)	管理会社／親族等
役割	- 機器の設置 - 異常検知時の通知	- 通知を受領 - 適宜状況確認 - 確認結果の総括	- 通知を受領 - 適宜、入居者の状況確認
平時	- 住戸に人感センサーを設置 - 異常検知時の通知先を設定 (援助実施者)		
異常検知後	異常検知 ↓ 援助実施者、親族等に通知 (電話等)	本人に連絡（電話等） 自宅を訪問等の状況確認 ↓ 状況判明 管理会社や警察に連絡する等により 部屋内の状況を確認	無事確認 → 結果を共有

【2. 見守り】

2-1. 事業実施計画（方法・体制・スケジュール）

担当人数・体制確保の見通し	対象人数	住棟名・住戸数	スケジュール	方法	不在時の対応
1人	4人	○コーポ4戸	第3水曜日 13～17時	訪問	入居者と電話で日程調整のうえ、別日に訪問
1人	1人	○アパート1戸	第3水曜日 13～17時	訪問	入居者と電話で日程調整のうえ、別日に訪問

【3. 福祉サービスへのつなぎ先】

3-1. 事業実施計画（体制）

担当人数・体制確保の見通し	1人
---------------	----

3-2. つなぎ先リスト

主たる課題	自治体	公的相談機関	民間事業者 NPO法人等	
				同意書等の日付
生活に困窮する場合	〇〇市〇〇課〇〇係	〇〇自立相談支援機関		
高齢により福祉サービス等の支援を必要とする場合	〇〇市〇〇課〇〇係	〇〇地域包括センター	社会福祉法人〇〇会	2025. 10. 1
障害により福祉サービス等の支援を必要とする場合	〇〇市〇〇課〇〇係	〇〇基幹相談支援センター		
ひとり親のため支援を必要とする場合	〇〇市〇〇課〇〇係	〇〇母子家庭就業・自立支援センター		

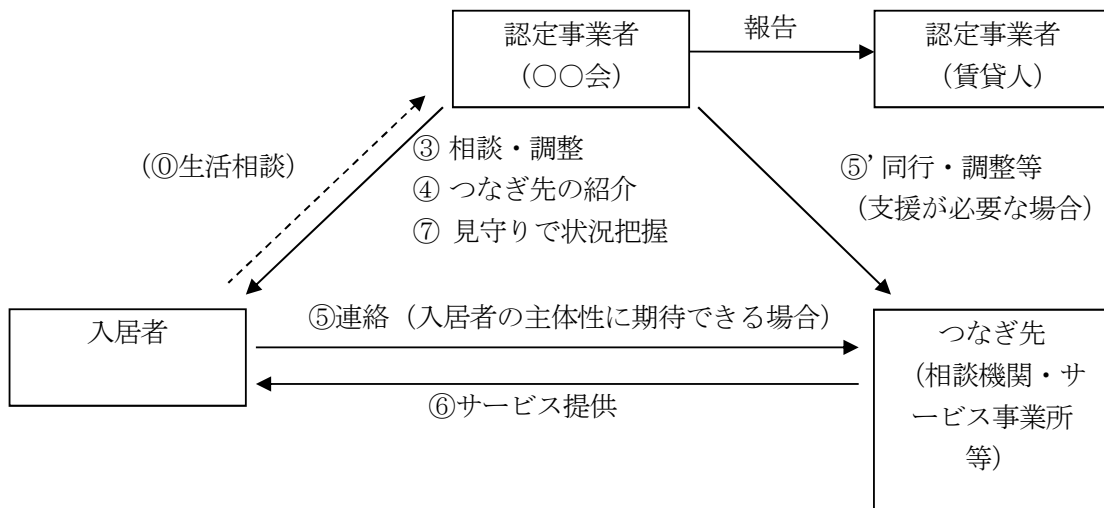
3-3. つなぎ先の同意書等

社会福祉法人〇〇会 打合せの議事録（記入例では省略）

3-4. 見守りから福祉サービスへつなぐまでの対応フロー

〇〇会（認定事業者）が、つなぎ先リストをもとに本人及び家族等へつなぎ先情報の提供を行う。

- ① 見守り等で福祉サービスの必要性を認識
- ② 対応策を検討



様式第2号（第2条関係）

年 月 日

（宛先）
三郷市長

（賃貸人）

認定事業者住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称
代表者氏名

（援助実施者（賃貸人と異なる場合））

認定事業者住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称
代表者氏名

誓 約 書

私は、次の各号のいずれにも該当することを誓約します。なお、認定申請者等の氏名、読み仮名、生年月日及び住所については、別添に記載するとおりです。

- 一 次に掲げるもののいずれにも該当しないこと
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - ハ 法第56条第1項又は第2項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
 - ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（リにおいて「暴力団員等」という。）
 - ホ 心身の故障により居住安定援助賃貸住宅事業を適正に行うことができない者
 - ヘ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年でその法定代理人がイからホまでのいずれかに該当するもの
 - ト 法人であって、その役員又は使用人のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの
 - チ 個人であって、その使用人のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの
 - リ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
 - ヌ 建物の転貸借が行われている場合にあっては当該建物の所有者及び転貸人がイからリまでのいずれかに該当するもの

二 申請の内容が、次に掲げるもののいずれにも該当すること

イ 消防法若しくは建築基準法又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定（ロに規定する規程を除く。）に違反しないものであること

ロ 地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又はこれに準ずるものであること

ハ 法第4条に定める基本方針（居住安定援助賃貸住宅が市町村賃貸住宅供給促進計画に定められている市町村の区域内のものである場合にあっては基本方針及び市町村賃貸住宅供給促進計画、居住安定援助賃貸住宅が都道府県賃貸住宅供給促進計画に定められている都道府県の区域（当該市町村の区域を除く。）内のものである場合にあっては基本方針及び都道府県賃貸住宅供給促進計画）に照らして適切なものであること

(別添)

1. 認定申請者が個人の場合

認定申請者				
氏名	読み仮名	生年月日	性別	住所
建物の転貸借が行われている場合にあっては当該建物の所有者及び転貸人				
氏名	読み仮名	生年月日	性別	住所
営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においては、その法定代理人				
氏名	読み仮名	生年月日	性別	住所

2. 認定申請者が法人の場合

認定申請者				
氏名	読み仮名	生年月日	性別	住所
建物の転貸借が行われている場合にあっては当該建物の所有者及び転貸人				
氏名	読み仮名	生年月日	性別	住所
営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においては、その法定代理人				
氏名	読み仮名	生年月日	性別	住所

(注1) 記入欄が不足する場合は、行を追加して記入してください。

(注2) 宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業、住宅宿泊事業法第2条第7項に規定する住宅宿泊管理業者又は賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律第2条第3項に規定する賃貸住宅管理業者については、「当該法人の役員」欄の記載を省略することができます。

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

（宛先）

三郷市長

（賃貸人）

認定事業者住所

又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者氏名

（援助実施者（賃貸人と異なる場合））

認定事業者住所

又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者氏名

申請取下書

下記の申請を取り下げます。

記

1 申請年月日 年 月 日

2 申請種別

3 住宅の名称

4 住宅の所在地

5 理 由

様式第4号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

三郷市長

居住安定援助計画認定通知書

年 月 日付で申請のあった標記計画について、下記のとおり認定したので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第43条第1項の規定により通知します。

記

- 1 住宅の名称
- 2 住宅の所在地
- 3 居住安定援助賃貸住宅の棟数及び戸数（カッコ内は、うち専用住宅の戸数）
- 4 認定年月日
- 5 認定番号

様式第 5 号（第 5 条関係）

年 月 日

（宛先）
三郷市長

（賃貸人）

認定事業者住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称
代表者氏名

（援助実施者（賃貸人と異なる場合））

認定事業者住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称
代表者氏名

居住安定援助賃貸住宅の軽微な変更に係る届出書

国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する
法律施行規則第 2 1 条第 2 項の規定により、届け出ます。

認定番号		
変更予定年月日		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

様式第 6 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

三郷市長

居住安定援助計画の変更認定通知書

標記計画について下記のとおり認定事項を変更したので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 4 4 条第 2 項において準用する同法第 4 3 条第 1 項の規定により通知します。

記

- 1 変更認定年月日
- 2 認定番号
- 3 変更内容
詳細は別添のとおり

様式第7号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

三郷市長

居住安定援助賃貸住宅事業定期報告書に関する通知書

年 月 日付けで提出のあった居住安定援助賃貸住宅事業定期報告書について、下記の不都合がありますので、改善の上、報告してください。

記

認定番号	
住宅の名称	
住宅の所在地	
指摘事項	
指摘事項改善期間	

担当：
電話番号：

様式第 8 号（第 7 条関係）

年 月 日

（あて先）
三郷市長

（賃貸人）
認定事業者住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称
代表者氏名
（援助実施者（賃貸人と異なる場合））
認定事業者住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称
代表者氏名

改善報告書

年 月 日付け 第 号にて指摘を受けました改善事項は、下記のように改善しましたので報告します。

記

指摘事項
改善状況記入欄

様式第 9 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

三郷市長

専用賃貸住宅における目的外使用の承認通知書

年 月 日付で申請のあった専用賃貸住宅の目的外使用については、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 5 0 条第 1 項の規定により承認します。

記

認定番号			
物件の名称：			
	住戸番号	承認の可否	
		承認期間	

※目的外使用を行う住戸番号ごとに記入し、欄が不足する場合は追加する。

様式第10号（第9条関係）

第 号

様

三郷市長

不適合通知書

年 月 日付けで申請のあった については、下記の理由により、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 条第 項に規定する を行わない旨を通知します。

記

1 住宅の名称

2 住宅の所在地

3 理由

（教示）

様式第 11 号（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

様

三郷市長

居住安定援助賃貸住宅事業に関する報告を求める旨の通知書

次の居住安定援助賃貸住宅事業について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 54 条第 1 項の規定に基づき、下記の報告を求めます。

記

1 認定番号

（変更認定を受けた場合は、直近の認定番号）

2 認定年月日 年 月 日

（変更認定を受けた場合は、直近の認定年月日）

3 住宅の名称

4 住宅の所在地

5 報告を求める内容

様式第 12 号（第 10 条関係）

年 月 日

三郷市長 あて

（賃貸人）

認定事業者住所

又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者氏名

（援助実施者（賃貸人と異なる場合））

認定事業者住所

又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者氏名

居住安定援助賃貸住宅事業に関する報告書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 54 条第 1 項の規定により、居住安定援助賃貸住宅事業について報告を求められたため、下記のとおり報告します。

記

1 認定番号

（変更認定を受けた場合は、直近の認定番号）

2 認定年月日

年 月 日

（変更認定を受けた場合は、直近の認定年月日）

3 住宅の名称

4 住宅の所在地

5 報告内容

（注意） 報告の内容に関する必要な書類を添付してください。

様式第13号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

三郷市長

改善命令通知書

あなたが認定を受けた居住安定援助計画（以下「本件計画」という。）については、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「法」という。）の規定に違反しているものであるから、法第55条の規定により本件計画の違反を改善するため、下記のとおり措置することを命ずる。

記

1 認定年月日

2 認定番号

3 措置

4 事由

（教示）

様式第 1 4 号（第 1 2 条関係）

第 号
年 月 日

様

三郷市長

居住安定援助計画認定取消通知書

標記計画について、下記のとおり認定を取消したので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 5 6 条第 3 項の規定により通知します。

記

- 1 住宅の名称
- 2 住宅の所在地
- 3 認定年月日
- 4 認定番号
- 5 認定取消年月日
- 6 理由

（教示）